

京都市告示第 460 号

京都市水路等管理条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の農業用水路等の路線を変更します。

また、京都市里道管理条例第 4 条の規定に基づき、次の里道の路線を変更します。

当該農業用水路等及び里道の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 21 年 2 月 18 日

京都市長 門川 大作

(変更農業用水路等)

整理番号	路線名	旧新別	起 点 終 点
1	八瀬水0157号	旧	左京区八瀬秋元町 2 1 7 番地先 左京区八瀬秋元町 2 2 5 番地先
		新	左京区八瀬秋元町 2 2 2 番地先 左京区八瀬秋元町 2 2 5 番地先

(変更里道)

整理番号	路線名	旧新別	起 点 終 点
1	八瀬里0034号	旧	左京区八瀬秋元町 1 9 3 番地先 左京区八瀬秋元町 2 3 6 番地先
		新	左京区八瀬秋元町 2 2 9 番地先 左京区八瀬秋元町 2 3 6 番地先

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)